

【足立区労働報酬審議会】会議録

会 議 名	令和3年度 第2回 足立区労働報酬審議会		
事 務 局	総務部 契約課		
開催年月日	令和3年12月20日(月)		
開催時間	午後2時00分 ～ 午後5時00分		
開催場所	足立区役所11階 契約課入札室		
出席者	渡部 典子 会長	小倉 絵里 副会長	田中 克己 委員
	設楽 潔 委員	村上 友一 委員	早川 勝久 委員
欠席者	なし		
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>議案第1号 令和2年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の提出状況について</p> <p>議案第2号 令和3年度公契約条例適用契約について</p> <p>議案第3号 公契約アンケートの実施について</p> <p>議案第4号 受託者の作成書類(労務台帳等)について</p> <p>議案第5号 工事請負契約における熟練労働者以外の労働者の労働報酬下限額の算定方法(案)について</p> <p>議案第6号 令和4年度労働報酬下限額(案)について</p> <p>議案第7号 指定管理者協定の適用対象施設の拡大について</p> <p>議案第8号 令和4年度労働報酬下限額の答申(案)について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>		
資料	審議資料		
その他			

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

2 議事

◆会議の公開について

○渡部会長

審議會は公開としているが、非公開情報とされているものに関する質疑があった場合には、審議會を一旦中断し、議事を非公開としたいがどうか。

ー全委員了承ー

ー傍聴者入室ー

◆議案第1号 令和2年度公契約条例適用契約に関する労務台帳について

【契約課長が議案について説明】

○早川委員

労働者側として一番懸念するところは、きちんとした技術技能があるにもかかわらず、設計労務単価51職種どおりに区分されない労働者がいないかということである。例えば、普通作業員や軽作業員である。今回はなかったが、前回と今回の労務台帳の中で、普通作業員と軽作業員の占める割合がどれくらいだったのか、次回の審議會で教えていただきたい。

施工体系図について、組合の方で年に何回か開示請求をする。そうすると、いま国の方で、建築については3次下請まで、設備については2次下請までなどとすることを推進している中で、区発注工事の中に4次下請とか5次下請とか出てくる現場もある。そうした現場に対して、行政の方から何か、元請の方呼び掛けているのかどうか伺いたい。

○契約課長

現時点では、4次下請以降に関する要請などは行っていない。

○早川委員

今後はどうか。

○契約課長

検討させていただく。

○早川委員

業務委託の台帳の中に、職種が総括責任者の記載があるが、時給が1,060円なのか。

○契約課長

あくまで記載は下限額であり、実際の支払額の記載は求めている。

○早川委員

それでは、1,060円というわけではないのか。

○契約課長

そのとおりである。

◆議案第2号 令和3年度公契約条例適用契約について

【契約課長が議案について説明】

(質疑なし)

◆議案第5号 工事請負契約における熟練労働者以外の労働者の労働報酬下限額の算定方法(案)について

【以降、審議順を変えて審議。契約課長が議案について説明】

(案1-1) 前年度と同様の方式

R 4 熟練労働者下限額（軽作業員）の 77%
R 3 設計労務単価（軽作業員）15,600
円×0.9×0.77÷8H=1,352 円（日給換
算 10,816 円）

(案 1-2) 前年度の数式-掛け率増

日給換算 11,000 円から掛け率を逆算
R 4 熟練労働者下限額（軽作業員）の 79%
R 3 設計労務単価（軽作業員）15,600
円×0.9×0.79÷8H=1,387 円（日給換
算 11,096 円）

(案 2-1) 23区で比較的多い方式

R 4 設計労務単価（軽作業員）の 70%
※R 4 単価は公表前のため R 3 の伸び
率による推計値
R 4 設計労務単価（軽作業員）15,800
円×0.7÷8H=1,383 円（日給換算
11,064 円）

(案 2-2) 2-1方式-前年度単価使用

R 3 設計労務単価（軽作業員）の 70%
R 3 設計労務単価（軽作業員）15,600
円×0.7÷8H=1,365 円（日給換算
10,920 円）

(案 3) 未熟練の区分をなくす

熟練労働者の軽作業員に区分すると
R 3 設計労務単価（軽作業員）の 90%
R 3 設計労務単価（軽作業員）15,600
円×0.9÷8H=1,755 円（日給換算
14,040 円）

(案 4) その他

上記、案 1～案 3 以外の算定方法

○村上委員

業務委託の下限額の算定で、職員の給与と

地域手当がベースとなっているが、これに一
時金を加えるという考え方はないのか。ま
た、前回に最低賃金改定を反映してほしいと
お話したが、それは難しいということか。

○契約課長

特別給の考え方というのは、例えば会社の
業績に影響されるということが一般的には
あり、それを算入してしまうと事業者への影
響が大きい。これまでのルールもあり、それ
は難しいと考えている。

○村上委員

最賃の関係も難しいということか。

○契約課長

最賃が令和 2 年度は上がっていない。足立
区の時給増加額を見ていただくと、30 円ず
つ上がっており、令和 2 年度に最賃が上ら
なかったにもかかわらず上がっている。これ
は特別区の人事委員会勧告に基づいた賃金で
あり、都内の事業所を調査した結果、上が
っていないということで、令和 3 年度は改定が
なかった。そういう中で、最賃の上昇分を上
げるということは難しいというのが正直なと
ころである。

○村上委員

必ずしも最賃と連動しているわけではない
ということか。それとも考慮はしていただ
けるのか。

○契約課長

そういうことも含めて人事委員会が勧告し
ているものであり、それに従って金額が決定
されているということである。

○早川委員

前々から労働者側として、熟練と未熟練の区分をなくしてほしいとお話ししてきた。そもそも聞きたいのが、未熟練の方と軽作業員の方の違いについて、行政はどのように考えているのかである。

○契約課長

行政側としては、未熟練労働者はすべての職種において、未経験の人が入ってきた段階でやらせ業務、専門工に上がるための見習いの段階という理解でいる。そうした観点で未熟練労働者の区分が必要であり見習いの金額が設定されているものと考えている。

○早川委員

もう少しわかりやすくお願いしたい。

○契約課長

軽作業員は主として人力による軽易な作業を行うもので、見習い、手元は熟練労働者の助手的な立場で技能の習得を前提とした作業を行うものではないか。作業の中身が重なる部分もあるとは思いますが、異なる部分もあると認識しているというところである。

○早川委員

軽作業員より未熟練労働者の方が、技術が必要な仕事ということか。

○契約課長

そういうことではなく、軽作業員も含めて考えていくと、技能の習得を前提とした作業を行う職種と認識しているところである。

○早川委員

熟練労働者の周りで働いて、補助的な作業をやる方が、未熟練ということをおっしゃっていて、軽作業員というのは、国交省の区分

で言うと、人力での水撒きとか掃き掃除だとか、そういったことを指していると思う。そうすると、軽作業員の方が技術的には低いということになり、軽作業員より未熟練の方が時給が低いというのは、おかしいことだと思うのだが。

○契約課長

一般的に、勤続年数というのがあるので、勤続年数が1年に満たない方と、軽作業員として数年務めた方とでは、差が出るのはやむを得ないのではないかという認識を持っている。

○渡部会長

事業者の見解はどうか。

○設楽委員

職種の違いにより金額の差があるが、同じ職種の中でも熟練と未熟練の差は当然あるのではないか。例えば、勤続が何年だとか、仕事を組み立てて自分が指揮してやっていると、それが熟練工だし親方である。それに従って動いていくのが未熟練で、どこまでかというのはあるが、その見極めというのは、雇用主がするものである。客観性にやや欠ける点もあるかもしれないが、職場の中の評価としても、本人の意識としても、その差はあるのだろうと思う。だから、熟練、未熟練の区分はあった方がいいのではないか。

○早川委員

私が言っているのは、軽作業員と未熟練の仕事の差が、あまりよくわからないので、熟練と未熟練の区分を撤廃して、設計労務単価に軽作業員という区分があるので、そちらで積算してみてもどうかということである。

○設楽委員

軽作業員の単価で積算するということか。

○契約課長

実際の工事の単価には、未熟練の単価はなく軽作業員までの単価で積算している。

○設楽委員

職場実態としては、入社年次とか、仕事の経歴だとかが加味されないとすると、逆に熟練工の方から不満が出るのではないかと。そちらの方が怖い。上げてやりたいと思うが、上を削って下の方に出すということになると、熟練工の方の納得感がなくなると思う。

○早川委員

労働者側からは、案3で是非ともお願いしたい。

○設楽委員

この辺の話というのは、キャリアアップシステムの考え方に絡んでくる。同じようなところに根っこがある気がするので、理論は同じことになる気がする。

○早川委員

この金額が、もし案3になってしまうと、時給が1,755円、月給換算では14,040円となる。そうすると使用者側の相当な人件費負担が発生すると思う。しかし、行政側から、予定価格を積算するときに、人件費部分については未熟練という区分は一切考慮せず、すべて熟練労働者で積算しているとの回答があったので、払えない金額ではない。そういうことなので、案3でお願いしたい。

○設楽委員

積算単価に熟練、未熟練というのはないと

いうことか。

○早川委員

そうおっしゃっていた。全部が全部、熟練の単価で積算しているのであれば、この軽作業員の90%だけの金額で行けるのではないかとというのが労働者側の主張である。

○設楽委員

熟練の単価だけで積算しているという話があったのか。私は聞いたことがないが。現実問題として、熟練工の時給を勘案等して単価を決めているのではなく、職種の中で熟練も未熟練もいるが、おしなべてこの値段でとしかやっていないのではないかと。加重平均くらいでしかやっていないのでは。

○早川委員

前回、熟練と未熟練を区分せずに積算しているという話だったが。

○契約課長

積算はそういうことである。

○設楽委員

積算の単価の求め方というのはいい、そのとおりにやっているわけではない。熟練もいれば未熟練もいる。その現場に何人かかるかということになると、平均でしかないのではないかと。もし熟練でやっているのであれば、初心者ももらってもいいかもしれないが。

○早川委員

設計労務単価51職種の平均賃金は1万8千円くらいなので、それと比較しても軽作業員はかなり低くなっている。数字上で見ると払えない賃金ではないのではないかと。

○田中委員

実際の積算では、情報公開で請求すると、そこは明らかになっておらず、平米いくらとになっていて、その結果の価格は、我々から見ると足りないと思っている。その上で、さらに上乘せして払わなければいけないとなると、予算的に非常に厳しいものになるというのが、我々の今の理解である。実際には、そういう積算になっていないと思う。

○早川委員

そもそも足立区の積算が低すぎるということか。

○設楽委員

低すぎるのではないか。

○田中委員

その話は出てくる。そこが明確になってこないと、早川委員がおっしゃるようにはできない。払っているのに払っていないではないかという話にはならない。そこがわからない。

○設楽委員

設計労務単価の金額の90%にしている、その理由を前回聞いた。それが平均落札率ということだったので、それならば、元々の積算のままでやればよいと思う。何故90%で設定するのか。90%で落札すると予想して設定する必要があるのかと思う。結果としてそうなるのは別にしても、元々の積算額でやればよい。はなから90%にする必要はないという気がする。

○契約課長

会社としては落札率があるので、そのままにはいかないだろうと。その点と同時に、会

社側に一定程度の処遇の幅ができるような裁量がないと、熟練工の中でも高賃金にしなければならない人がいるとか、いろいろ考えると、一定程度の幅が必要ではないか、そうした観点も含めたものと認識している。

○設楽委員

今の課長の話は、90%とすることを前提としたものか。

○契約課長

入札すると当然、100%では落札しないので、ある程度の率にしないと、事業者の経営が立ち行かなくなるだろうということと同時に、一定の範囲で、よりキャリアがある方には高い賃金を払うことになるだろうし、そういう幅も必要ではないかということが、一般的に自治体が90%という率で額を下けている理由ではないか。

○小倉副会長

設計労務単価の90%ではなく100%を想定されたとしても、元々が人件費と分けてということになっていないので、そこだけを90%で計算されても、いろいろな職歴の人がいるという幅があったとしても、人件費は人件費でキープしていただくような見積もりになっていて、工事は工事でプラスになるような設計で支払われるという見積もりになっていけば、90%をかけるかけないは別として、人件費部分としてきっちりキープされている中で見積もりがなされているのであれば、その部分についても、その中で熟練者には少し多めにということではできるけれども、そもそもの工事費の中で食ってしまう分があるので、人件費だけが上がると、もちろん払えないという話にはなるのだろう。トータルで支払いがされているのであれば、労務単価

として90%をかけなくても、熟練工とそうでない方の差は、各企業で決める幅は持てるけれども、そもそも工事費の方で取ってしまわれると、90%が100%に上がれば、支払いが難しくなるという話をされているのではないか。

○設楽委員

そうではないのではないか。100で出したものが結果として90になることはある。しかし、スタートで90に抑えているというやり方に納得がいけないということである。設計労務単価の90%にする説明にはならないような気がする。

○契約課長

資料で自治体別の下限額一覧を載せている。野田市は85%だったり、我孫子市は80%、川崎市は91%、それ以降、85%から90%と、すべて基本的にそういう形で単価を出している。

○設楽委員

昔は最低制限価格が六十数パーセントではなかったか。いろいろな過程があってそれが今では、この形になっていると思うが、その歴史でどうしても、発注側と受注側とで考え方がぶつかってきたところだと思う。話し合っただけで何とかなることではないと思うが、はなから90%をかけてスタートするというのは、諸事情から幅があった方がいいということとは、逆の方向ではないか。自分たちで積算していて90%でスタートするというのは違うと思う。

○契約課長

もちろん積算は100でしている。

○田中委員

あくまで最低の話ではないか。他区との比較で見ると、足立区では90%の77%となっているが、例えば江戸川区は単に70%をかけている。ここには90%という考え方がなくて、いきなり70%ということではないか。

○契約課長

そのとおりである。足立区は90%の77%、計算すると70%近くである。

○田中委員

熟練工で90%かけているので、統一して90%かけた後に何パーセントかをかけた方がすっきりする。

○契約課長

おっしゃるとおりである。案1が従来の考え方、案2以降は新たな考え方なので、それですぐに決められるものではないと思っている。

○早川委員

今日の審議会で決めないといけないのではないか。

○契約課長

そのとおりである。

○田中委員

案1-1は、令和元年のときに1万円にしようということで出した0.77だと思う。そのときはそう決めたが、今度は1万1千円を目指して0.79に変えるというのは、少し乱暴ではないかと思う。

○早川委員

未熟練の金額設定をした8年前の審議会委員の中で、実際の単価に近い形で係数をかけていこうではないかというのが出発点である。

○田中委員

1万1千円の根拠が……

○早川委員

根拠はいつも私が示しているとおりに、求人誌を分析した結果である。

○田中委員

実際の労務単価が、実勢に則して上がっていないということだと思うが、労務単価をこちらで補正するということではないか。設計労務単価から計算することになっていないということではないか。

○早川委員

8年前の出発点がそうだったということである。

○田中委員

それでは、システムチックになっていなくて、私たちが変わってしまうと、これは何だということになるのではないか。そういう意味で言うと、0.77を維持するか、全く考え方を変えて他区と同じにするか。案1-2は説明がつきにくい。1万1千円を根拠にすると、設計労務単価自体がおかしいということになってしまう。そもそも設計労務単価を基に上がってきて、足立区の考え方で上がるということであれば、今までやってきたとおりに上がるということでもいいのだが。1万1千円の求め方が、足立区としてこうなっているというのであればいいのだが、1万1千円というのが曖昧である。案1-2にすれば上

がるのだが、理屈立てが難しいのではないか、整合性が。

○早川委員

実態を見ると、1万1千円で募集しているのが求人の大多数である。募集している金額より未熟練の単価を低いラインで決めてしまうところが問題だと思う。公共工事に従事する人たちなので、平均以上の賃金設定をしなければ下限額設定の意味合いがなくなってしまうと思う。

○田中委員

最低がである。実際に支払われるものではない。

○渡部会長

確かに実態に合わせて逆算するというのはあるが、上がる時というのは、設計労務単価が上がるから、結果として上がるというのが本来であり、そこが上がっていないのにかかけ率を調整するのは、おかしいというご意見かと思う。

○田中委員

そうである。もし労働者側として動くのであれば、そちらに向けて、設計労務単価がおかしいではないかという動きをするべきではないか。

○早川委員

設計労務単価がおかしいというよりも、例えば江戸川のかけ率70%というのもおかしいと思う。熟練の設計労務単価の90%というのがあるのだから、軽作業員を未熟練と捉えるのであれば、同じ90%でもいいのではないかというのが、こちら側の考え方である。

○田中委員

案1-1、案1-2ではなく、案3なのか
その他なのかという議論になるのではない
か。

○早川委員

案件が他にもあるので、労働者側としては
少なくとも1万1千円を目指したいという
ところが根幹である。先ほどのロジックど
おりにやるというのであれば、案3が
一番すっきりするとは思いますが。

○設楽委員

熟練と未熟練を同じに扱うというやり
方か。

○早川委員

設計労務単価の51職種の中で熟練と未
熟練がはっきり分かれている、軽作業
員ということ。

○設楽委員

それは発注用の積算単価ではないのでは
ないか。

○早川委員

設計労務単価は基準単価になっている
のではないか。

○契約課長

積算では未熟練の単価というのは使
わないが、従来から設定されているとい
うことである。それを設定しないとい
うことになると、今までの考え方を
全面的に変えることになる。

○早川委員

設計労務単価51職種の考え方というの

は、熟練の人たちはそれぞれに合った
職種、そこまで至らない人が、普通
作業員、普通作業員までの技能が
ない人が軽作業員という区割りでは
ないか。

○設楽委員

それは同じ職種の中であればわかる
が、元々、軽作業員というのは掃
除をすることで技術的に経験が必
要なものではないという気がする。
逆に言うと、現場で何かやるとな
ると、熟練しないと、覚えなければ
できない、安全性の面からも。軽
作業員の単価が云々というよりも、
職種の単価で決めていかないと、
意味がなくなってしまう。同じ
技術労働者でも高い安いがある
のではないか。それは熟練に対する
時間の問題とか、精度の問題とか、
知識の問題とか、全部が絡んで
熟練、そういう評価の意味での
熟練ではないか。そこまで知ら
なければ、全体の作業の中で、こ
こまではできるが全部はできない、
非熟練である。軽作業員ではなく
非熟練か熟練、あるいは非熟練
か熟練A、熟練Bがあるくらい。
それくらいの段階だと思う。

○早川委員

それでも国の方で、それ以外に、
普通作業員、軽作業員という区
割りを設けているというのは、
従事する労働者全部が熟練では
なく、そうではない人も一定程
度いるということからではないか。

○設楽委員

若い人も年次を経ていくという
ことで、そういう構成になるの
ではないか。民間で給与の差が
出るのは、そういうことなの
ではないか。熟練と未熟練の
区分をなくして同列にする
というのは、同じ給料になっ
てしまう、新しく入ってきて
同じ給料になってしまう、そ

れは納得できないということになる。

○早川委員

だから熟練と軽作業員では相当の設計労務単価の差があるのではないか。

○設楽委員

社内評価、会社の基準で支払っているわけである。単価の有無は、入札を狙っての話なので、意味が違うのではないか。設計労務単価が平均値だとすると、数値は別々の扱いであり、一緒くたに話をしても、なかなか隔たりは埋まらない気がする。

○渡部会長

事業者側から見て、理論的にも実際的にもすっきりするのはどの案か。

○設楽委員

0.9掛けを守るとすると今までの……

○田中委員

案1-1なのだろう。

○小倉副会長

案2-1はどういう視点か。公表前なので伸び率で想定したと。

○契約課長

想定の数値である。令和4年度の設計労務単価が基礎となるためである。足立区では前年度の設計労務単価を基礎としており熟練工はその90%としているが、案2-1とすると、その整合がとれなくなる。案として想定されるものとしてあげているが、これまでの経緯からすると難しいと思う。

○小倉副会長

本来的にはこういう形なのでないか。0.9に0.77のような形なら逆算して1万1千円が落としどころなのかもしれない。設計労務単価ありきとするのが本来のあり方なのだろうが、今の話では案2はあり得ないという感触である。しかし、本来のあり方としては設計労務単価ありきのところでいくべきという気がする。

○田中委員

熟練労働者は0.9であるが、0.9は何かという話もある。加えて0.7である。

○渡部会長

案2-2は基礎とするのが令和3年度単価だが、どうなのか。

○田中委員

他は案2-2でやっているということではないのか。

○契約課長

比較的多くやられている方式ということだが、基礎とする単価の年度は現年度である。

○田中委員

案2-1が多いということか。

○早川委員

その方式の0.7というのも根拠がわからないのではないか。そうすると実際の募集単価の1万1千円が落としどころではないだろうか。

○渡部会長

0.7をかけている区は、熟練で0.9をかけている単価も現年度のものなのか。

○契約課長

そのとおりである。案2-1とすると熟練の方も基礎とする単価の年度を変える必要が出てくるだろうと考えている。

○田中委員

そうすると案2-2ということか。

○契約課長

これは単純に0.9に0.77の数値に近いだろうということである。他区で0.7を使っているということであるが、前年度単価にかけている区はないので、単純に1万1千円に近いということを出した案である。算定結果としては、案1-1では10,816円、案1-2は11,096円である。

○設楽委員

区の臨時職員に影響するのか。

○契約課長

工事の職員はいないので影響は特にない。

○田中委員

思い切って案2-1にして、今後、案3をどうしていくのか検討していくことにした方が、すっきりするような気がするが。

○契約課長

そうすると各事業者が全職種で賃金を引き上げなくてはならなくなるが。

○田中委員

そういうことになるのか。

○契約課長

案2-1だと、そういうことになる。

○田中委員

今年度で払うものが前年度での計算だったのが、今年度のものになるということか。

○設楽委員

そういうことである。

○契約課長

4年度の設計労務単価はまだ出てないが、おそらく上がると思う。

○小倉副会長

案2-1は現実的ではないということではないか。すっきりはするが影響が大きいと。

○渡部会長

案1-1か案1-2ということか。それとも案2-2もあり得るか。

○契約課長

熟練は0.9をかけているが案2-2だと0.9がなくなってしまう、これだけが例外になってしまう。

○田中委員

他区はそうしているのではないか。使う年度は違うとしても。

足立区の方は年度が前なので、下限額が低いということか。

○契約課長

そういうことになる。上がる状況ではそうだが、逆に下がる状況では下がるのが遅れることになる。

○田中委員

そこをずらすというのは、大変な考え方の変更になるようだ。

○小倉副会長

案1-2がこれまでの踏襲でいける近い案ということか。

○契約課長

案1-1でも17円増である。案1-2だと52円増になる。

○早川委員

繰り返しになるが、こちら側としては実態に合わせた金額設定でお願いしたい。そもそも出発点がそこなので、それも踏まえて。熟練未熟練の区分がないところもあるので、それを考えれば、足立区の下限額については案1-2が落としどころではないかと思う。

○田中委員

1万1千円の根拠が不明確なので賛同できない。それなら案2-2の方がはっきりする。

○早川委員

案2-2の70%という根拠もわからない。

○田中委員

70%という根拠はわからないが、実際には上がることになる。0.693から0.7になる。10,920円と1万1千円にも近い。

○早川委員

1万1千円を超えたいというのが、こちら側の……

○田中委員

それはわかるが、案1-2はよくないと思

う。他に1万1千円となる納得できる数式があればいいが。他区にならって案2-2、それで結果的に金額も上がる。

○早川委員

案2-2で70が71でもいいわけで、そもそも70という数字に根拠がない。

○田中委員

世田谷、目黒、新宿、江戸川でやられている。最終的には6人で多数決を採るのか。

○設楽委員

それは例がない。

○契約課長

今回決まらなければ、次回に向けて改めて検討するというので、今回は今回ということで決めていただくということもあると思うが。他の自治体でも新しいところもあるので、どこまで続くのかということもある。案1-1が0.77で案1-2が0.79、その間をとるというのもある。例えばの話だが。

○渡部会長

割り戻すのがはっきりしないということではないか。0.7で一回決めてしまえば基本的にそれでいけて、あとはかける基の金額の変動で実態が反映されるはずだということではないか。0.7であれば0.9の0.77という現状を大きく変えることにもならないということではないか。

○田中委員

また1万2千円になり、0.81になると、そういう話になっていくであろう。ここで、はっきりしておいて、熟練未熟練の議論

にいくというのもいいのではないか。そこも難しい話かもしれないが。

○渡部会長

どう決めたらいいか。決を採るまででもないと思うが。

○田中委員

案2-2でどうか。その方がすっきりしないか。

○早川委員

今後のことを考えるとすっきりするが、70というのがあまりに低すぎる。ここで70ということを決めてしまい固定化されると、実態の未熟練の賃金と大きく離れてしまう。

○田中委員

しかし差は80円である。大きくかけ離れているだろうか。

○早川委員

その可能性が出てくるということである。

○田中委員

そこは本来の設計労務単価の話になるのではないか。そちらで一生懸命やっていただかないと、対国の話ではないか。

○早川委員

国が実態に合ってなければ、こちらで70という積算を議論しなければいけないということなので、70というのをがっちり決めてしまうと、議論が先に進まなくなるということである。

○田中委員

それでは、他区の様子を見ながら進めては

どうか。71や72にする区が出てきたら、やはりそう変えるべきなのかという話にしておいて、足立区だけ進めるのではなく、変えてくるところが出て来るのであれば、また議論することにしてはどうか。

○早川委員

70を固定しないということであれば。

○設楽委員

そうすると90も同じことではないか。受注者の立場からは、そちらだけなのかという気がしないでもない。

○小倉副会長

最初に0.9にさらにかける形でスタートしているの、これをベースにすれば調整はしやすく毎年それでいけるのだろうが、この数字がどうして出てきたのかは付いて回るといふ危惧はある。例えば来年は0.80とか0.78とかになっていく可能性はある。それでは70はどうなのかというのはあると思うが。

○田中委員

他区がやっており、おそらく実態に近いのであろうという想定はできるのではないか。

○小倉副会長

70に固定する必要はないので、今回はという前提であればということである。

○早川委員

今まで足立区の審議会では柔軟性を求めるために75%、77%に引き上げてきた。他区が70で全く動かないときに、足立区も70で進んでしまうのは困ると思う。

○設楽委員

他区が動いている動いてないということではないのではないか。

○早川委員

先ほど、そのようなニュアンスの話があったので。

○田中委員

それでいいのではないか。固定化するわけではないし、また早川委員の方式で計算をして、これだけ離れているという議論があっ
ていいのではないか。

○渡部会長

案2-2でよろしいか。ただし見直しはあり得るということ。

—全委員了承—

◆議案第6号 令和4年度労働報酬下限額(案)について

【契約課長が議案について説明、先ほどの審議結果を受けて議案を修正】

—修正した内容で全委員了承—

◆議案第7号 指定管理者協定の適用対象施設の拡大について

【契約課長が議案について説明】

○小倉副会長

金額が下がりすぎることに対しては、通常の賃金を考えると、取り決めがされたので下がりますよということは、そのまま継続して勤務している人にとって、一般的に労働基準法ではあり得ない。法規に準じて下げますよということはあり得ないことなので、今まで

の賃金に近い形を維持した上で納得しての継続した勤務でないと、労働者側にとって不利益の度合いが高すぎるので、その点を考慮した案でいくべきと考える。

○田中委員

案3ということか。

○小倉副会長

案3以外では、下がりすぎてしまって、条件が変わったから給与が変わりますという範囲を逸脱してしまっている感じがする。

○田中委員

いいと思う。

○設楽委員

結構である。

○渡部会長

案3であれば、下限額は現状の水準より低いけれども……

○小倉副会長

今までに比べて賃金が下がるというのはどうかという気はするので、そこは維持したまま、更新のときにその点を話をして更新すべきという気がする。納得して次の契約をすることであればいいが、事情が変わったので急に下がるというのは……

○田中委員

事業者は、これを見て下げるのだろうか。可能性として下げることはあるのだろうか。

○小倉副会長

下限ということなので、上回った形をお願いをすべきかと。下げてしまうわけにはいか

ないだろう。

○契約課長

適用されるのは、新しく選定された事業者に対してなので、今の勤務をしている人に適用されるものではない。

○小倉副会長

今まで勤務してきた人を下げるというのは、納得がいけないということなので、これから新たなというところが前提だと思う。土地柄的などところがあるので、求人かけたときに、その条件では人が集まりにくいので、そこを下限として調整が必要な地域なのかなという気がする。

○渡部会長

案3でよろしいか。

ー全委員了承ー

◆議案第3号 公契約条例アンケート実施(案)について

○田中委員

事業者側でお願いしたいのは、事業者向けのアンケートについて、公契約条例に関する書類作成の経費が予定価格に計上されていないということで、実際にどれくらいかかっているのかを計るものを入れていただきたいということである。

○契約課長

追加資料として出させていただいている。問5-1、問5-2として、その点を加えている。

さらに、公契約条例の存在意義についても入れたいという意見を事前にお聞きしていた

ので、問13としてその設問を加えている。

○田中委員

感謝する。

【契約課長が議案について説明】

○田中委員

現在、適用の業者に実施するのか。

○契約課長

適用の業者を予定している。

○田中委員

労働者向けの対象は、どれくらいをイメージしているのか。

○事務局職員

前は、1契約当たり10から20人程度で実施した。

○契約課長

前はそれくらいだったということで、ご意見をいただきながら検討していきたい。

○早川委員

今日で決めるというわけではないのか。

○契約課長

今日で決めるわけではない。

ーここで田中委員退席ー

○早川委員

労働者向けアンケートの問5-2だが、組合でも賃金アンケートを結構やっている。賃金アンケートをやっているときのポイントは、職人には文字を読むとかが得意ではない

方がいて、如何にシンプルな質問にするかであり、そこに注意しながらアンケートをとっている。これを見ると、下限額より1割未満程高いとか2割高いとか、計算が必要になっている。この辺は、ずばりもらっている日当はいくらかというような質問に切り替えた方が、シンプルでいいのかなという思いがあるので、ここは変えていただきたい。委託の方も同様である。アンケートをとる労働者の範囲をもう一度説明いただきたい。

○事務局員

今回は、1契約当たり10から20人程度で実施した。

○早川委員

それは一次下請の労働者なのか二次下請の労働者なのかはわからないということか。

○契約課長

今回はそうだった。今回どうするかは決めていただければと思う。

○早川委員

これからということか。

○契約課長

そのとおりである。

○早川委員

労働者側の希望としては、実態に近いアンケートをとるということであれば、現場に直接出向いて職人と相対して面前で答えてもらって回収するやりの方が、より適切な声が拾えるのかなということがあるので、そうしたやり方を少しは検討していただきたい。費用とが掛かるということであれば、区内の労働組合の力も借りてやっていただきたいと思

う。

○契約課長

実施の方法について本日の案であげているのは、依頼事業者あてに郵送をして、併せて労働者への配付も依頼をして、事業者、労働者それぞれから個別に無料の返信用封筒で回答してもらうというものである。今回は元請を通じてだったが、今回は直接回答してもらう形である。直接会ってということはわかるのだが、マンパワーもかかる話である。配付されたアンケートを家に持ち帰り回答を直接投函できるような形でやりたいと考えている。そのやり方で秘密は守られるので、一定程度はデータが集まるのではないかと期待しているところではある。

○早川委員

前にもお話ししたが、東京オリンピックでの現場調査のやり方について、国際林業建設組合という労働組合が、日本のアンケートのやり方について指摘していて、日本の建設業のアンケートは元請経由でやるから、実態が把握できていないということである。建設業界の団体も同じような指摘をしているので、同じようなやり方ではなく、より実効性のある現場へ出向いてアンケートをとるやり方も検討していただきたいということである。

○小倉副会長

アンケートの中に、元請、一次下請、二次下請かを回答してもらう設問がある。現場の方は、自分がどれかというのは理解しているのだろうか。

○早川委員

理解していない人は多い。組合で定期的に行っているが、わかっていない人が半数くらい

いる。

○小倉副会長

全員が意識して働いているのかなというところがあるので、アンケートになったときに回答ができるだろうか心配なところがある。誰かに聞いて回答ができればいいが、少し内緒で答えられるようになっていっていると、わからないけれどとりあえずその他で答えておこうということになりやすくなるかなという気がする。若い人は細かく文字を読んで答えることが苦手ではないかと感じるところもあるので、一つ危惧しているところである。

○早川委員

直接現場に行ってアンケートを口頭でやると、わからないところは隣の先輩にすぐ聞いたりして教えてもらっている。そういうメリットもある。デメリットもあるだろうが。

○契約課長

請け負い関係については、わからないというケースはあり得るので、わからないでも構わないのかなと。わかればということでは、あるいは、設問は少ない方がいいということであれば、削ってしまっても構わない。回答で企業ごとに傾向が出ればということでは設けたものだが、その他が多くなることも想定しながら残すか、削るかということだと思う。

○早川委員

現場には外国人も多いが。

○小倉副会長

そのため日本語が読めるのか危惧している。また、難しい言葉だとわからないのではないだろうか。

○早川委員

適用現場でアンケートをとったときに、公契約適用現場だと話しても、それは何？と返ってくる。対面でアンケートをとれば、公契約条例とはという説明もできるので、よりいいアンケートがとれる。よりいいアンケートがとれば、それに基づいて議論をさらに深めていくことができる。

○小倉副会長

問3の賃金支払い方法の設問もどうか。おそらくよくわからないのではないか。完全日給制、日給月給制、完全月給制の違いは、あまり理解されていないと思う。その辺は簡素化できるのであれば、日給制か月給制かくらいの方が、理解した上で回答してもらえるのではないか。

○契約課長

回答の選択肢は、日給制、月給制、その他くらいにした方がいいということで了解した。

○小倉副会長

もっとも、アンケートの趣旨に応じてということなので、省けないというところはあると思うが。

○契約課長

なお、追加資料でお付けしているが、アンケートには下限額の一覧も付けて回答してもらおうと考えている。

○早川委員

時給の表示はいるだろうか。数字の記載が多いと読みづらいと思う。建設業界は基本的に日給で支払われているので時給を書く必要があるのかなと思う。

○契約課長

そういうことであれば、それは構わない。

労働者向けアンケートの間5-5で、下限額より低い金額しか支払われていない場合に区長等に申し出ることができることを質問しているが、条文そのものを書いていて、表現が難しいという意見もあるが、どうか。

○早川委員

間違いなく書き直した方がいい。

○契約課長

問7-1から3は前回もあった設問で建退協の手帳に関するものであるが、これについてはどうか。

○小倉副会長

建退協の手帳については理解している人は多いのか。

○早川委員

多くない。組合で調査すると、理解しているのが3割くらいである。

○小倉副会長

何の手帳かわからずに持っている人もいるのでは。

○早川委員

いると思う。だからこそ現場に行って、建退協の手帳とはこういうものだ、退職したときの退職金の制度で、予定価格に証紙代として組み立てられているので、請求する権利があるということを説明しながらアンケートもとれるので、現場に行くことはいいことだと思う。

○小倉副会長

どうしても難しいようであれば、手帳のサンプルを示して、これを持っているかと。年金手帳ですらわからない人が多いが、ブルーの手帳を示すと、それなら持っているということがあるので、サンプルを示して聞くのは効果があるような気がする。

○契約課長

問8では、技能向上の取り組みとして、建設キャリアアップシステムや技能講習、登録基幹技能者資格について聞いているが、これについてはどうか。

○早川委員

建設キャリアアップも建退協と同じで、理解している人は少ない。やはりカードの現物を示すのがいいのではないか。

○小倉副会長

登録している人は、これを持っているかというのであれば、これは持っているのではないか。

○早川委員

現場に行って本物を見せればリアリティがある。紙で印刷したものを付けたとしても、白黒印刷だと思うので、イメージが伝わらないと思う。

実施時期は、いつを予定しているのか。

○契約課長

来年度と考えている。

○早川委員

来年の秋頃か。

○契約課長

ご意見をいただきながら決めたい。

○早川委員

それでは、来年7月頃の第1回の審議会で固めて、それ以降に実施するイメージか。

○契約課長

そういうスケジュール感になると思う。

○渡部会長

事業者向けアンケートについてご意見等はないか。

○設楽委員

一人親方がどれくらいいるのかは掴めないか。

○契約課長

労働者向けでは、元請、下請で働いているかと聞いているが……

○設楽委員

何割くらいいるのかわかるとありがたいのだが、労働者向けの設問から集計できるかもしれないが。そこが解決しないと、社会保険のことについても疑問が残るのではないか。

○小倉副会長

問7で下限額設定の課題を聞いているが、設計労務単価の90%になっている理由とかが事業者にはよくわからないので、答えに困るのではないか。

○契約課長

おっしゃるとおりである。前回は設定金額や設定基準について聞いていて、それを引用して、よりわかりやすく作ったつもりだったが、元々が難しい質問ではある。そのため、ここは金額が高いか低いかだけでもいいよう

な気もするので、そのような質問にしたい。

○渡部会長

それでは、アンケートについては次回にまた検討することとしたい。

◆議案第4号 受託者の作成書類（労務台帳等）について

【契約課長が議案について説明】

○早川委員

足立区の公契約条例ができて8年くらいが経過している。しかし、そう大きな変化はないと思う。適用範囲も工事が1億8千万円、委託が9千万円である。労働者側からは適用範囲の引き下げを求めているが、何が足かせになっているかということ、事業者がいつも言っているように、労務台帳の作成提出に手間が相当にかかっているところである。他の区を見て、チェックシートのみで対応しているところがあるということがわかった。世田谷のを見ると1枚だけで相当に簡易なものである。その辺の事務作業も大幅に軽減されるので、足立区も適用範囲を下げるということであれば、その辺を議論してもいいのかなと思う。それと、委託に関しては他区では1千万、2千万のラインである。足立区の9千万円は異常に高いので、他区を見習って引き下げる議論をしてもいいのかなと思うので、よろしくお願ひしたい。

○契約課長

事業者の負担ということもあるので、可能なかどうかアンケートで実態を把握したい。

○早川委員

6千万円以上の発注工事に入札できる業者

は、区内本店業者に限られている。この間の総務委員会資料を見たが、区内支店業者も入札に参加できる方向に切り替えるようなことだった。そうなると、区内本店業者以外、大手ゼネコンの支店も入札に入ってくると思う。それで考えられるのは、落札額がぐっと下がってくる可能性があることである。低い額で受注した業者は、材料費は抑えられないので、人件費で調整する可能性がある。1億8千万円以上の工事の人件費は、公契約条例があり守られるが、6千万円から1億8千万円までの工事については、公契約条例の適用がないので、労働者の保護がなされないことが非常に考えられる。そういう意味で、公契約条例の適用範囲引き下げも、入札参加業者拡大と同時に議論していかなければならないので、検討の方をよろしくお願ひしたい。

○契約課長

ご指摘の趣旨は理解した。

◆議案第8号 令和4年度労働報酬下限額の答申（案）について

【契約課長が議案について説明】

○早川委員

意見欄の今後の課題としてのところだが、建設キャリアアップシステムは国も推進しており、足立区の公共工事の現場、50億円規模の現場もあるので、カードリーダーを設置して、区としてもキャリアアップシステムカードの普及、推進を図られたいというような文言を入れていただきたい。モデル現場を作るなりして、実験的に試行するようなことで進めてもらいたい。

○渡部会長

この意見を追加したいということだが。

○契約課長

建設キャリアアップシステムの現場についての推進を図られたいということで承知した。

○渡部会長

本日の意見や要望を反映させ事務局で答申案をまとめ、委員のみなさまに答申案を確認いただいた後、区長に答申することとした。

議事録についても同様ということによろしいか。

ー全委員了承ー